

1. ご挨拶 弁護士 中本 和洋
2. 令和7年下請法の改正について 弁護士 太田 健二
3. 公益通報者保護法の令和7年改正について 弁護士 大高 友一
4. 将棋の棋譜利用に関する問題について(2) 弁護士 上田 倫史
―盤面再現動画の削除を巡る高裁判決
(大阪高裁令和7年1月30日判決)のご紹介―
5. 「裁判を受ける権利」の重要性と危うさ 弁護士 小林由巳子
6. 継続雇用制度と再雇用者の賃金等について 弁護士 和田 周
7. 万博訪問レポート ～未来を体感する旅～ 弁護士 中原 大和
8. 調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます

今年も暑い日が続いていますが、皆様にはお元気でお過ごしのことと思います。

21世紀も四半世紀を終えた今日、世界は戦争と分断の時代が続いています。ウクライナ戦争、イスラエルとパレスチナの軍事衝突も、未だに停戦の見通しは立たず、さらにアメリカとイランの軍事衝突も発生しています。また、民主主義国家対権威主義国家の対立に加えて、民主主義国家の中でも厳しい対立構造が出現し、分断の社会が拡大してきています。そして、自国優先主義が声高に叫ばれ、国連の機能は低下しています。

そこで、今一度、日本国憲法の前文を読み直してみました。

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法制は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」

今こそ日本は、民主主義国家の一員として、憲法前文の掲げる平和主義、人権尊重主義を实践する役割を担っているのではないのでしょうか。

このような中で、日弁連が長年に亘って取組んできた平和と人権を守る取組の内、具体的課題である再審法改正、選択的夫婦別姓、死刑制度の廃止と犯罪被害者支援等が早期に実現されることを期待しています。

私は、このような課題の実現に向けて、引き続き取組んでまいりたいと考えています。まだまだ暑い日が続きますが、皆様にはお元気でお過ごしください。

法律相談のご案内

当事務所では、来所いただいでのご相談の他、電話やメール、Web会議ツール (Teams, Zoom等) を利用した法律相談も実施しております。ご要望に応じて相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

令和7年下請法の改正について

弁護士 太田 健二

1 令和7年5月16日に、下請法が改正されました。改正により、法律の名前も下請法（正式名称:下請代金支払遅延等防止法）から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変わりました。

法改正により変わった点ですが、まず、用語が変わりました。

従来、下請法では、「下請事業者」とされていましたが、これが「中小受託事業者」に、同様に下請法で、「親事業者」とされていたものが、「委託事業者」に変わりました。また、「下請代金」が、「製造委託等代金」と変わっています。

これは、下請けとか、親事業者という言葉が、本来対等なはずの事業者間の上下関係を想定させるという理由からです。

2 そして、主な改正の内容ですが、①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、②規制対象となる取引への運送委託の追加、③法適用基準の追加、④手形による代金の支払等の禁止等が挙げられます。

まず、①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止ですが、委託事業者は、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止されました。

改正法では、第5条第2項第4号で、

2項「委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（中略）をすることによって、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。」、

4号「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が、製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」

と規定されました。

これは、昨今色々な社会的コストが上昇している中で、親事業者が下請事業者と協議することなく価格を据え置

いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての社会的課題が生じ、問題となっていることを考慮したものです。

従来の下請法は、買ったたきや下請代金の減額など、対価を不当に引き下げる方向の行為を規制していましたが、社会情勢の変化により、今回の法改正では、各種コストの上昇に応じて、中小受託事業者だけではなく、委託事業者も含めコスト上昇分を適切に負担していこうという、従来とは異なる視点からの改正ということになります。もっとも、中小受託事業者から値上げの要請があった場合に、これを当然に受け入れなければならないということではなく、値上げ要請の協議には誠実に対応し、（求められている値上げが難しい場合など）中小受託事業者に必要な説明をし、双方協議の上で代金を決めていくことを求めたものです。

3 次に、②規制対象となる取引への運送委託の追加ですが、物品運送の流れとして、荷主→（委託）→運送事業者→（再委託）→運送事業者という流れがよく見られます。

この点、現行法では、物品運送の再委託が、役務提供委託として、下請法の規制対象となっていますが、荷主から運送事業者への運送委託は下請法の対象取引にはなっていませんでした。

しかし、近年、荷主から運送事業者への業務委託において、長時間の荷待ちや、荷物の積み下ろしといった荷役作業を運送事業者が強いられることが社会問題になっていました。

そこで、改正法では、この、荷主→（委託）→運送事業者の部分についても、規制の対象とし、対象取引に、「製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託」を追加しました。

この点、改正法第2条第5項、第6項では、以下のように規定されています。

5項「この法律で『特定運送委託』とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託

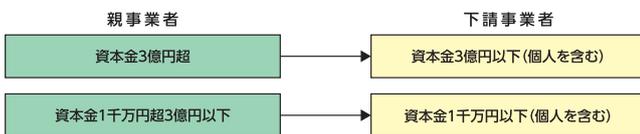
することをいう。」

6項「この法律で『製造委託等』とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び、役務提供委託及び特定運送委託をいう。」

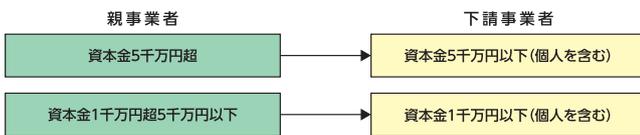
4 そして、改正法では、法適用の基準も追加されました。

従来、下請法の対象となる取引は以下のような事業者の資本金規模と取引の内容で定義されていました（公正取引委員会のウェブサイトから）。

(1)物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



(2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の情報成果物・役務提供委託を除く。）



これに対し、改正法では、今までの基準に加えて、新たに常時使用する従業員数を基準に委託事業者・中小受託事業者の関係を規定しました。

例えば、4.(1)の取引と特定運送委託の場合、従業員数が300人超の法人事業者が、常時使用する従業員300人以下の個人・法人事業者と取引をする場合、前者を委託事業者（親事業者）、後者を中小受託事業者（下請事業者）とする新たな基準を設けました。

委託事業者 従業員300人超	中小受託事業者 従業員300人以下
-------------------	----------------------

同様に、4.(2)の取引の場合、従業員数が100人超の法人事業者が、常時使用する従業員100人以下の個人・法人事業者と取引をする場合、前者を委託事業者（親事業者）、後者を中小受託事業者（下請事業者）と規定されています。

委託事業者 従業員100人超	中小受託事業者 従業員100人以下
-------------------	----------------------

これは、事業規模は大きいものの資本金が小さい事業者や、減資をすることで、下請法の対象から外れる事業者の例があったことなどから、新たに従業員の人数による区分を基準に追加したというものです。

5 そして、改正法では、手形払が禁止されました。

従来は、割引困難な手形の交付を禁止するにとどまっていたのですが、支払手段として手形等を用いることで、受注者の資金繰りに係る負担が大きいことから、改正法では、手形払そのものを禁止しました（改正法5条1項2号）。

併せて、手形払以外の支払い方法（電子記録債権やファクタリング等）でも、支払期日までに代金額に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととされました。

これにより、製品や役務の受領の日から60日以内に支払いが行われることとなります。

- これらの点が主な改正点ですが、そのほかにも、
- ✓製造委託の対象物品として、金型以外に、木型その他専ら物品の製造に用いる物品（治具）が追加された（改正法2条1項）。
 - ✓書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供することが可能となった（改正法第4条）
 - ✓遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとされた（改正法第6条第2項）
 - ✓既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにされた（改正法第10条）
- といった改正がなされています。

これらの改正は、令和8年1月1日から施行されますので、従来の取引について今から見直す必要が出てくるものがないか確認していただければと思います。

公益通報者保護法の令和7年改正について

弁護士 大高友一

1 はじめに

令和7年通常国会において公益通報者保護法の一部を改正する法律が成立し、令和8年12月までに施行される予定となっています。

公益通報者保護法は、内部通報を契機にリコール隠しや食品偽装などの企業不祥事が明るみに出される事案が相次いだことから、内部通報を行った労働者を保護するとともに、内部通報の活用によって企業不祥事が早期に発見・是正されることを期待して、平成16年に制定されました。

その後、同法は令和4年に改正がなされ、一定規模以上の事業者に対して内部通報窓口の設置や公益通報に対応する従事者の指定を含む体制の整備を義務づけたほか、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲拡大や通報を理由とする損害賠償請求の禁止といった通報者保護の強化が図られました。

しかし、政府の調査によれば、令和4年改正後も内部通報窓口を設置していない企業も少なくなく、また窓口を設置している企業でも十分に活用がなされていない実態が明らかとなりました。また、労働者への公益通報者保護法の認知も未だ十分ではなく、通報したことによる不利益を恐れる労働者も少なくないことも明らかになりました。

このような実態を踏まえ、公益通報に対する報復行為の禁止などの抑止力の強化や通報者が安心できる環境整備をさらに図るため、今回の法改正に至ったものです。

本稿では、実務的に影響が大きいと思われる点を中心に改正法の概要をご紹介します。

2 改正法の概要

(1) 公益通報者の範囲拡大

現行法の公益通報者の範囲は退職者を含む事業者の役員や労働者となっていますが、改正法では、公益通報者に事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務

委託関係が終了して1年以内のフリーランス(※)が追加され、公益通報を理由とする業務委託契約の解除などの不利益な取扱いが禁止されます。

(※)保護対象となるフリーランスは、いわゆるフリーランス新法においてフリーランスとして保護される個人等です。

(2) 公益通報者の探索行為など公益通報を阻害する要因への対処

公益通報は匿名でなされることも少なくありませんが、このような匿名通報に対して通報者捜しが行われたりすると、通報者は自身に不利益が生じることを懸念して公益通報を控えることにつながるおそれがあります。このようなことから、改正法では、通報内容の調査のために必要であるといった正当な理由のない公益通報者の探索行為が禁止されます。

また、改正法では、事業者が、労働者等に対して、正当な理由なく、あらかじめ公益通報をしない旨の合意を求めることも禁止されます。

(3) 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

現行法でも公益通報を理由とする不利益な取扱い(例えば、解雇・降格・減給・不利益な配置転換・嫌がらせ等)は禁止されていますが、違反行為に対する制裁等は特に定められておらず、違反行為に対する抑止力が必ずしも十分ではないと指摘されていました。このようなことから、改正法では、以下のような規定が導入されることになりました。

① 公益通報を理由として解雇・懲戒をした者に対し、直罰規定の導入(個人:6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、法人:3000万円以下の罰金)

② 公益通報後1年以内の解雇・懲戒は公益通報が理由であると推定され、事業者側が公益通報以外の理由で解雇・懲戒をしたことを立証しなければならないとする規定の導入(立証責任の転換)

(4)事業者の体制整備義務の強化

前記のとおり、令和2年改正により、一定規模以上の事業者に対して内部通報窓口の設置や公益通報に対応する従事者の指定を含む体制の整備が義務づけられました。改正法では、このうち従事者の指定義務につき刑事罰を含む行政の監督権限の強化が図られます。また、体制整備義務の具体的内容として、労働者等に対する公益通報体制の周知義務が含まれることも明確にされることになりました。

3 改正法施行に向けた対応について

(1)自社の内部通報対応に関する方針と対応手順の見直し

前記のとおり、改正法では保護対象となる通報者の範囲拡大や公益通報対応にあたっての禁止事項などが追加されています。自社の内部通報対応に関する方針や対応手順を見直していただき、改正法に対応しているかどうかの確認が必要です。

また、まだ自社の公益通報体制が十分に整備されていない場合は、これを機に体制の整備に取り組まれることをお勧めいたします。

(2)従業員の業績評価と懲戒処分の記録プロセスの強化

公益通報後1年以内になされた解雇や懲戒処分につき処分理由に関する立証責任の転換が図られています。

これは公益通報後1年以内の解雇等が一切許されないという趣旨ではありません。もともと、現在の労働法実務では、労働者から解雇や懲戒処分の無効が主張された場合には、事実上、雇用側に解雇や懲戒処分の合理性を主張立証しなければならないとされているところでもあり、従前から労働者に対する不利益処分を行うにあたってのプロセスの適正化と透明化を図っている事業者であれば、改正法の施行もこれまでと同様の対応を継続されることで基本的には問題ないものと考えられるところです。

(3)改正法についての社内周知の徹底

適正な公益通報制度の運用がなされれば、社内の不祥事や不正を「小さな芽」の段階で発見し、これを是正していくことが可能となります。すなわち、企業のリスクマネジメントの観点からは、公益通報は、「密告」として抑制していくのではなく、むしろ促進されるべき仕組みだとも言えるでしょう。

改正法の施行により公益通報者保護制度のさらなる強化が図られることとなりますが、これを機に改正法の内容や自社の内部通報制度の内容につき役員・従業員全体への研修等を実施されるなど、様々なアプローチによって公益通報制度の社内への周知徹底を図ることが望まれます。

公益通報者保護制度とは

□「公益通報」

- ①労働者（+退職者・役員）が、
- ②勤務先（役務提供先）又はその役員、従業員、代理人その他の者について
- ③通報対象事実（刑事罰・過料の対象となる一定の法令違反）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を
- ④一定の通報先（内部 or 外部）に通報すること

□「通報者の保護内容」

- ①解雇の無効
- ②降格・減給その他の不利益取扱いの禁止
- ③損害賠償請求の制限

公益通報者の保護を図ることを通じて、事業者の自浄作用を促進し、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ろうとする制度

消費者庁作成資料を一部修正

将棋の棋譜利用に関する問題について(2)

一盤面再現動画の削除を巡る高裁判決(大阪高裁令和7年1月30日判決)のご紹介

弁護士 上田 倫 史

1 はじめに

以前、将棋の棋譜利用が問題となった事件の第一審判決(大阪地裁令和6年1月16日判決)を紹介させていただいたのですが(本誌26号)、今般、この事件の高裁判決がありました(大阪高裁令和7年1月30日判決。第一審と同様、裁判所ホームページに掲載されています)。結論的には、第一審の判断が全面的に覆り、原告のYouTuberの損害賠償請求は棄却され、将棋実況の配信事業者である被告の主張が認められました。以下、この高裁判決の概要や、第一審判決と異なる判断となった背景事情などを紹介させていただきます。

2 事案の概要

原告は、いわゆる将棋系YouTuberにあたる個人で、将棋の実況中継などを有料動画配信している被告の配信事業者の実況中継を元に、プロ棋士による対局(王将戦や銀河戦という公式棋戦における対局)時の指し手(棋譜)を、自身の配信動画において盤面図上で再現し、リアルタイム配信していました。これに対し、被告の会社が、原告による動画配信は著作権違反に当たるとして、YouTubeなどの動画配信サイトに削除申請を行ったところ、原告の配信動画は削除されました。これを受け、原告は、削除申請の撤回や動画削除によって失われた利益の賠償などを求めました。

この点、第一審の大阪地裁は、被告が動画配信している棋譜について、「有償で配信されたものとはいえ、公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報であると解される」として、被告の営業上の利

益は侵害されていないものと判断しました。そして、第一審は、被告の会社に対し、原告に対する損害賠償、動画配信サイトへの削除申請の撤回などを命じていました。

3 高裁判決の内容

(1) 判決の概要

これに対し、控訴審である大阪高裁は、判決において「被告が棋戦をリアルタイムで配信するまさにそのときになされた原告による本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱して被告の営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成するというべきである」と述べ、原告の損害賠償請求などを全て棄却しました。このような判断の過程において、高裁判決は、以下のような旨を指摘しています(紙幅の都合上、適宜要約しながら掲載しています。また、第一審判決では言及のなかった事実関係には、下線を引いています)。

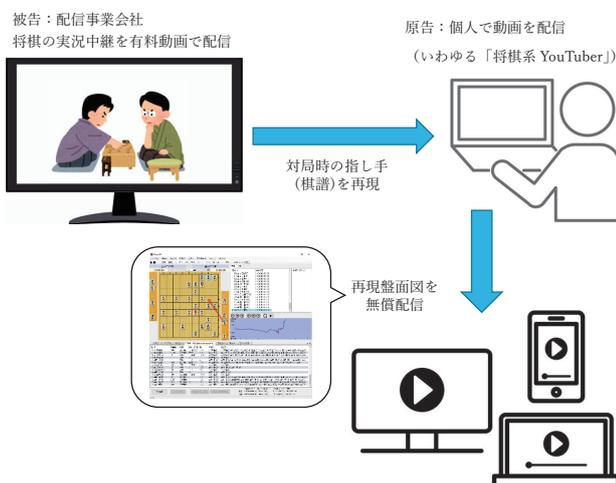
(日本将棋連盟ら主催者側の体制・収益構造など)

- ・本件動画の対象となっている棋戦は、日本将棋連盟と新聞社・通信社が主催し、対局料・賞金を含む一切の開催・運営費用の殆どを主催者らが負担している。そして、主催者は、棋譜情報を自ら商業的に利用したり、本件被告のような配信事業者に利用を許諾して対価を得ている。
- ・日本将棋連盟の収益全体の50%超は、プロ棋士の指し手を記録した棋譜の利用権の許諾や、リアルタイムでの棋戦の放送・配信の権利の許諾の対価で賄われている。
- ・将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないから、日本将棋連盟を含む主催者は、物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を有償により将棋ファンに提供し、その対価によって収益を得る構造を採用している。放送配信事業者である本件被告の収益構造も、このようなビジネスモデルに組み込まれたものと言える。

(原告の動画配信による影響)

- ・原告による動画配信の結果、被告が提供している有償配信サービスのアクセス数は減少し、同サービスの加入者からの売上は減少していることが窺われる。原告も、被告による動画の削除申請後、リアルタイムでの棋譜情報を提供する動画配信を止めたことで、自身のYouTubeチャンネルの視聴率が従前よりも下がったこ

【事案のイメージ】



とを認めている。

- ・原告のような動画配信が多数の者によって繰り返されるなら、被告や日本将棋連盟がよって立つビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねない。(棋譜利用ガイドラインについて)
- ・日本将棋連盟を含む各棋戦の主催者は、棋譜利用に関するガイドラインを策定しており、主催者の許諾を得ない棋譜利用を禁止している。
- ・いわゆる将棋系YouTuberの中には、上記棋譜利用ガイドラインに従い、所定の利用料を支払った上で棋譜利用をしている者(最も人気のある将棋系YouTuberを含む)もいれば、主催者の許諾を得ずに棋譜を利用して配信をし、当該配信の差止めを受けた者も複数いる。
- ・棋譜利用ガイドラインは、主催者が一方的に定めたものに過ぎず、これに原告は法的には拘束されない。しかしながら、原告が侵害されたと主張する営業上の利益は、他の競争者が従うルールに従わないことで競争上優位に立った上、競争者である被告の営業上の利益も侵害することで得ている利益であると言えるから、上記の点を踏まえても、社会通念上許された自由競争で得た利益とは言えない。

(2) 第一審と異なる判断が下された背景事情

被告は、第一審・控訴審ともに、大筋では同じような主張を述べていましたが、控訴審段階からは違う代理人弁護士を起用し、第一審の時点では提出していなかった証拠資料を多数提出していました。その中には、日本将棋連盟ないし被告の当該棋戦における収益額や、被告の有料配信サービスへの加入者数・売上額などといった、営業上の秘密に相当する情報が多数含まれており、これらは、民事訴訟法92条により、当事者以外の閲覧等が制限される形で証拠提出されていました。また、他の将棋系YouTuberがどのような動画配信を行っているのかを裏付ける証拠資料や、棋譜利用ガイドラインの遵守状況などに関する証拠資料も、控訴審段階になってから提出されていました。

このように、本件では、第一審と控訴審との間で、判断の前提となる証拠資料の範囲に大きな違いがありました。第一審の判決が覆った理由も、控訴審段階で新たに提出された証拠資料によるところが大きく(特に、被告の

有料配信サービスへの加入者数・売上額が、原告による動画配信によって減少したことが証拠資料に基づいて示されたことが大きかったように思われます)、仮に当初から全ての証拠資料が提出されていれば、第一審である大阪地裁も原告の請求を認めていなかったのではないかと推測されるところです。

4 棋譜利用に関する問題の現状

この高裁判決に対しては、原告が最高裁に上告しており、本稿執筆時点では、判決の確定には至っていないようでした。

また、本稿執筆時点では報道レベルの情報しか確認できなかったのですが、本件とは異なる将棋の棋戦について、主催者である日本将棋連盟及び新聞社が、本件原告のように棋譜を無断利用していたYouTuberに対して損害賠償請求を行っていた別件訴訟があり、令和7年5月21日、東京地裁は新聞社の請求を認める判決を下しています。この判決も、双方が控訴したために確定には至っておらず、今後の裁判の動向を見ていく必要がありそうです。

このように、将棋の棋譜利用をめぐる一連の問題に関しては、裁判所の見解が確定的な形で示されたとはまでは言えず、YouTuberら動画配信者において、適切な競争環境が確保されているとは言えないのが現状のようです。私が確認している限りでも、棋譜利用ガイドラインを遵守しないままに棋譜を利用しているものと見られる将棋系YouTuberは、本稿執筆時点でも少なからず散見されます。

前回稿で述べたように、私自身は、無制限に棋譜の自由利用を認めるのではなく、日本将棋連盟をはじめとする主催者側に優先的な利用権限を認めた上で、ガイドラインを遵守し、適正な利用料を支払って棋譜を利用しようとする動画配信者が増えていくような環境整備が進められるべきだと考えています。そのためには、日本将棋連盟をはじめとする主催者側において、ガイドラインの更なる適正化(利用料が適正か否かの判断・検証等を含みます)、棋戦間におけるガイドラインの差異等に関する手当、棋譜を無断利用する動画配信者に対する毅然とした対応などが必要になってくるように思われますが、それだけでなく、私のような将棋ファンにおいても、棋譜を無断利用しているYouTuberらの動画は観ずに、主催者側や正規の配信事業者、ガイドラインを遵守しているYouTuberらによって提供されている棋譜情報・サービスを利用して、将棋界を応援していくことも必要だと思っています。

「裁判を受ける権利」の重要性と危うさ

弁護士 小林由巳子

2025年5月、ニューヨーク州法曹協会(NYSBA)の弁護士メンバーが大阪弁護士会を訪問し、NY州弁護士と意見交換をする機会がありました。米国では、近時のトランプ政権が法の支配(Rule of Law)を危機に晒している問題が注目を浴びています。

この機会に「裁判を受ける権利」がいかに大切であり、また同時に脆いものかを改めて考えてみたいと思います。

日本でもアメリカでも、裁判を受けることは憲法上の権利として保障されていますが…

もしもあなたが国や自治体から不当な扱いを受け、救済を必要とするとき。あるいは、約束を守らない取引先に損害賠償を請求したいとき。どの弁護士もあなたの依頼を引き受けてくれなかったら、あなたの権利は本当に守られるでしょうか？

1 標的にされた法律事務所—トランプ政権の大統領令

2025年2月、トランプ大統領はアメリカの著名な法律事務所「Covington & Burling」に対し、大統領令を発令しました¹。翌3月には「Perkins Coie」も名指しで標的となり²、たて続けに「Paul Weiss」や「Jenner & Block」など、複数の有名事務所が同様の措置を受けました。

これらの法律事務所がターゲットにされた背景には、トランプ氏による「個人的な報復」との見方があり、特に法曹界の人々に衝撃が広がりました。理由としては、以下のような点が挙げられています。

- トランプ氏個人を起訴した検察官を支援していた
- 連邦議会襲撃事件の捜査・起訴に協力していた
- 民主党候補者らの選挙活動を支援していた

大統領令(EO14230)では、以下のような主張が並べられました。

- 「これらの事務所は公正な選挙制度を脅かしている」
- 「DEI(多様性・公平性・包摂)政策の名の下で、差別的な採用活動を行っている」

その上で、政府機関に対し、次のような対応を命じた(一部抜粋)。

1. 法律事務所に政府の資産が提供されていないか調査する
2. 政府と法律事務所との契約の見直し・解除などを検討する
3. 採用実態が差別にあたらないか審査する
4. 弁護士らの政府施設への立ち入りを禁止する

2 法律事務所の対応—「提訴」か「和解」か

標的となった事務所は、二者択一の対応を迫られました。一つは、大統領令を無効にするために裁判を起すこと。もう一つは、トランプ政権と和解することです。

(1) 和解した事例：Paul Weiss

大統領は2025年3月21日、Paul Weissと以下の内容を含む和解が成立したと発表しました³。

- 事務所の政治的スタンスを、クライアントの選定に持ち込まない
- 弁護士の採用は、DEI政策ではなく「能力」に基づいて行う
- 約4,000万ドル相当の無償法律サービス(プロボノ)を提供する
(例：退役軍人支援、司法制度改革、反ユダヤ主義対策など)

1 Office of the Federal Register, National Archives and Records Administration, Memorandum on Suspension of Security Clearances and Evaluation of Government Contracts (Feb. 25, 2025); <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/suspension-of-security-clearances-and-evaluation-of-government-contracts/>

2 Exec. Order No. 14230, Addressing Risks from Perkins Coie LLP (Mar. 11, 2025); <https://www.whitehouse.gov/presidentialactions/2025/03/addressing-risks-from-perkins-coie-llp/>

3 Exec. Order No. 14244, Addressing Remedial Action by Paul Weiss (Mar. 21, 2025); <https://www.whitehouse.gov/presidentialactions/2025/03/addressing-remedial-action-by-paul-weiss/>

(2) 勝訴した事例：Perkins Coie

一方、Perkins Coieは大統領令の差止めを求める裁判を起こし、2025年5月2日、ワシントンD.C.地方裁判所は大統領令が違憲であると判断しました⁴。主な理由は以下のとおりです。

- 大統領令は特定の事務所の活動を狙い撃ちしており、弁護士やクライアントが自由に発言し、弁護士を雇う権利を侵害している
 - 憲法修正第1条(言論の自由)、第5・14条(平等権)に違反
- クライアントが弁護士を雇って裁判を受ける権利の侵害、ならびに政府に批判的な活動を支援する弁護士が減る「萎縮効果」が懸念される
 - 憲法修正第5・6条(適正手続、弁護士を依頼する権利)にも違反

判決を下したHowell判事は、判決文で「過去に大統領が特定の法律事務所を標的にした前例はない」と前置きし、シェイクスピアの『ヘンリー六世 第2部』のセリフ

「まず最初に、弁護士を全員殺そう (The first thing we do, let's kill all the lawyers.)」

を引用して、政権の姿勢を厳しく批判しました。これは、法の守護者を排除することが、専制への道を開くという意味を暗示していると言われています。

3 弁護士事務所が直面する厳しい現実

和解を選んでも、裁判に勝っても、事務所の reputational risk (評判低下のリスク) や顧客離れなどの経済的損失は避けられません。

また、今回の大統領令で対象になっていない法律事務所においても、政権と正面から対峙するリスクを勘案す

れば、言動に萎縮効果が生じる可能性があることは想像に難くありません。

裁判を選んだ事務所には、政権に反対するクライアントからの依頼が急増しているとの報道もある一方で⁵、和解した事務所に対しては、自らを守れない弁護士がクライアントを守れるのかとの疑問から特にBig Techのクライアントから契約を解除されたり、優秀な弁護士の退職や移籍が進んだり、深刻な問題がすでに現実のものとなっているようです⁶。

4 日本への影響はあるのか—危機的状況への対策

アメリカほどの訴訟大国であっても、裁判を受ける権利の侵害が現実にも生じたことには大変驚きました。法治国家では、個人や法人の権利は法律で守られており、話し合いで紛争解決できない場合には、弁護士の助けや裁判という選択肢が欠かせません。もしも「弁護士が萎縮して事件を引き受けてくれない」という社会になれば、私たちの「裁判を受ける権利」が保障されない可能性があります。

また、緊急事態への対応が、その後の明暗を分けることもあります。今回の大統領令がそのまま日本に影響することはないとしても、想像しなかったような危機に直面したとき、何を最重要として対応するのか、シュミレーションしておくことは有用と思います。



米国留学中に見学した連邦最高裁判所の写真

4 PERKINS COIE LLP v. U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE et al, (D.C. 2025). https://www.govinfo.gov/app/details/USCOURTS-dcd-1_25-cv-00716/USCOURTS-dcd-1_25-cv-00716-2

5 Lemonides, A., Tracking the Lawsuits Against Trump's Agenda, The New York Times (June 20, 2025). <https://www.nytimes.com/interactive/2025/us/trump-administration-lawsuits.html>

6 Schmidt, M. S., Karen Dunn and Other Top Lawyers Depart Paul Weiss to Start Firm, The New York Times (May 23, 2025). <https://www.nytimes.com/2025/05/23/business/karen-dunn-paul-weiss-partners.html>

継続雇用制度と再雇用者の賃金等について

弁護士 和田 周

1 はじめに

国会で、年金制度改革の関連法が成立するなど、年金制度が大きく動いています。本稿では、年金制度と表裏の関係にある、高齢者雇用安定法(正式名称:高齢者の雇用の安定等に関する法律)の制度に触れた上で、継続雇用制度(定年後再雇用)における再雇用者の賃金について、名古屋自動車学校事件(最高裁令和5年7月20日判決)などに触れながら、考えてみたいと思います。

2 公的年金制度、雇用保険と高齢者雇用安定法

(1)公的年金制度、雇用保険、高齢者雇用安定法の改正経緯

以下の年表(表1)は、公的年金制度、雇用保険と、高齢者雇用安定法の改正内容を時系列でまとめたものです。以下のように、公的年金制度での支給開始年齢の引上げと、雇用確保の法的義務化は、時期にずれはありますが、連動して動いてきた経緯があります。例えば、平成6年に老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられ、高齢者雇用安定法では60歳定年の義務化がなされるなどといったものです。高齢者雇用安定法に関しては、直近では、令和3年に、70歳までの雇用が努力義務化されるなど、徐々に、雇用すべき年齢の上限が上がってきている傾向が見て取れます。

(2)高齢者雇用安定法上必要な措置

高齢者雇用安定法上、定年を定める場合は、定年年齢を60歳以上とする必要があります(同法第8条)。また、定年年齢を65歳未満に定めている場合、以下のいずれかの措置を取る必要があります(同法第9条)。

- ① 定年制の廃止
- ② 65歳までの定年の引き上げ
- ③ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度(希望者を定年後も雇用する制度)の導入

継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者(55歳以上の者(同法施行規則第1条))が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続き雇用する制度をいいます。継続雇用は希望者全員を対象とすることから、各労働者の意思を確認する必要があります。また、労働条件に関しては、従来の労働条件を変更することは可能である一方、継続雇用後の賃金は、厚生労働省が定めた指針(高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針)によれば、「継続雇用されている高齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めること」とされています。また、使用者が提案する内容には一定の限界があり、合理的な裁量の範囲での条件を提示すべきと解されています。実際に、過去の裁判例において、使用者が提案した条件が労働者にとって受け入れがたい内容の職務内容であった場合や、定年前の賃金の約25%となった事案において、使用者の提案行為自体が不法行為となるとして、慰謝料の支払いが認められたものがあります。他方で、合理的な裁量の範囲での条件を提示した結果、労働者と事業主との間で労働条件について合意が出来ず、結果的に労働者が継続雇用を拒否したとしても、高齢者雇用安定法違反とはならないとされています(厚生労働省「高齢者雇用安定法Q&A(高齢者雇用確保措置関係)」Q1-7)。継続雇用先は、もともと雇用している企業に限られず、一定の要件を満たすグループ企業でも可能とされており、その特例の利用の

【表1】公的年金制度・雇用保険と高齢者雇用安定法の改正内容

法改正年	公的年金制度・雇用保険など	高齢者雇用安定法
昭和60年	女性の老齢厚生年金支給開始年齢引上げ (55歳→60歳)	
昭和61年		60歳定年の努力義務化
平成6年	老齢厚生年金定額部分支給開始年齢引上げ (60歳→65歳) 高齢者雇用継続給付制度新設	60歳定年の義務化
平成12年	老齢厚生年金報酬比例部分支給開始年齢引上げ (60歳→65歳)	65歳までの高齢者雇用確保措置の努力義務化
平成16年		高齢者雇用確保措置の法的義務化 (但し労使協定により対象者を限定することを許容)
平成24年		希望者全員の65歳までの雇用確保措置の法的義務化
令和3年		70歳までの就業機会の確保を努力義務化
令和7年	高齢者雇用継続給付の支給率限度を 15%から10%に変更	上記の労使協定による対象者の限定ができなくなった (4月施行)

(出典:厚生労働省ウェブサイト記載の年表等をもとに和田作成)

ためには、もとの事業主と当該グループ企業との間で、「継続雇用制度の対象となる高年齢者を定年後に特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約」を締結することが要件とされています（「高年齢者雇用安定法Q&A」Q3-5）。

厚生労働省が令和6年に実施した約23万社に対するアンケート調査によれば、これらの雇用確保措置の中では、継続雇用制度を採用している企業が、7割近くとなっています。

以下では、継続雇用制度を採用した企業において、再雇用者の賃金や賞与の設定が問題となった事案である名古屋自動車学校事件を取り上げます。

3 名古屋自動車学校事件

(1) 事案の概要

本件は、被告自動車学校（以下「Y」といいます。）に勤めていた原告ら2名（以下「X1」、「X2」といいます。）が、定年退職後に、再雇用で定期労働契約を締結したところ、無期労働契約を締結している労働者との間で、基本給、賞与（再雇用後は嘱託職員一時金）等の相違が、旧労働契約法20条（現在の短時間・有期雇用労働法8条）に違反するものであったとして、Yに対し、不法行為等に基づいて、その相違に係る差額について損害賠償等を求めた事案です。

X1、X2の定年前後での差異は、次の表2でまとめています。

【表2】X1、X2の定年退職時と再雇用後の差異

X1	定年退職時	再雇用後
基本給	月額18万1640円	月額 8万1738円→月額 7万4677円
賞与	約23万3000円	8万1427円～10万5877円

X2	定年退職時	再雇用後
基本給	月額16万7250円	月額 8万1700円→月額 7万2700円
賞与	約22万5000円	7万3164円～10万7500円

高裁においては、基本給及び賞与に関して、原告らは定年退職の前後で、業務の内容、責任の程度、職務内容や配置変更の範囲に相違がないにもかかわらず、大きく金額が下がっていること、労使自治が反映された結果ではないことなどを理由として、60%を下回る部分が不合理であると判断しました。

(2) 最高裁判旨の内容

最高裁は、まず判断枠組みとして、基本給及び賞与の性質やこれらを支給することとされた目的を踏まえて労働契約法20条所定の諸事情を考慮することにより、当該労働条件の相違が不合理と評価することができるものであるか否かを検討す

べきとしました。

そして、基本給に関して、Yにおける正職員の基本給は、勤続年数に応じて額が定められる勤続給としての性質や、職務の内容に応じて額が定められる職務給としての性質、職務遂行能力に応じて額が定められる職能給としての性質などがあるとみる余地があるとした上で、判明している事実関係だけでは、基本給支給の目的が確定できなかつたとして、嘱託職員の基本給については、役職に就くことが想定されていないことや、正職員とは異なる基準で支給されていたこと、勤続年数に応じて増額されることもなかったことを考慮し、正職員の基本給と異なる性質、目的のものであるとみるべきとした上で、原審は正職員の基本給や嘱託職員の基本給の性質、目的や、労使交渉の具体的な経緯を勘案していないとして、原審に差し戻しました。賞与（嘱託職員一時金）に関しても、正職員と嘱託職員に対するものの性質や目的、労使交渉に関する事情を適切に考慮していないとして、原審に差し戻しました。

(3) 現在の状況

以上のように、原審に差し戻されましたが、高裁において判断はまだ出ていないようです。

4 まとめ

名古屋自動車学校事件について、高裁での判断はまだのようですが、当該最高裁判決から示唆される点がいくつかあるように思われます。まず、長澤運輸事件では、同様に定年後再雇用者との関係で労働契約法20条が問題となり、定年後再雇用者であるという事情が、労働契約法20条の「その他の事情」として考慮できるとされていました。本判決でもその点は原審で考慮されていますが、原審に具体的な事情の判断を求めて差し戻したことからすると、定年後再雇用者であるという事情だけでは、正職員、正社員との差を正当化できるとは言いきれない、というところがあるように思われます。この点に関しては、最高裁判決が示すように、基本給や賞与の性質、目的に関して、再雇用者と正職員、正社員とで差異を設けるのであれば、それらの違いについて整理しておくことが重要であるように思われます。なお、本事件は、平成25年や平成26年に定年退職した原告らの事件です。近年、年金制度や雇用保険の制度も変更が相次いでいることから、定年後再雇用者の賃金等の設定においては、そうした制度の変更を踏まえて設定することや、当人との間での合意形成に努めることが重要ではないかと考えます。

【参考資料】

- 厚生労働省ウェブサイト「高年齢者雇用安定法 Q&A（高年齢者雇用確保措置関係）」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/newpage_55003.html#%EF%BC%91%EF%BC%8D%EF%BC%94）
- 厚生労働省ウェブサイト「令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します」
（<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/001357147.pdf>）

万博訪問レポート ～未来を体感する旅～

弁護士 中原大和

皆様は既に大阪・関西万博に行かれましたでしょうか。私は5月18日と6月1日の2回訪問いたしましたので、万博レポートを書かせていただきます。少しでも皆様の参考になれば幸いです。

1 会場へのアクセス

万博の入場口は西ゲートと東ゲートの2つがありますが、私は電車で夢洲駅まで行き、東ゲートから入場しました。

万博会場へは電車で向かったのですが、電車内は多少混雑していたものの、通勤ラッシュや退勤ラッシュほどの混雑ではなく、特にストレスを感じることはありませんでした。

2 入場について

夢洲駅に到着すると、万博会場の入り口まで徒歩で5分ほどかかりますが、駅構内は広々としており、人混みで前に進めないということはありませんでした。ただ、入場ゲートでは非常に多くの方が並んでおられました。

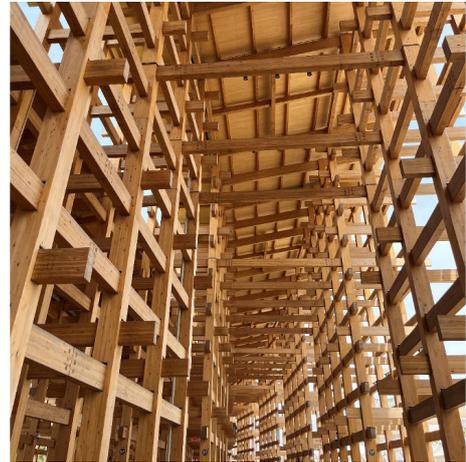
私は、5月18日は午前10時、6月1日は午前9時の入場枠を予約していました。午前10時入場の日には午前10時に駅に到着し、約15分で入場できましたが、午前9時入場の日には入場するまでに約30分かかりました。



3 会場の印象

会場に入ると、まず企業パビリオンが目飛び込んでくるのですが、どのパビリオンも非常に興味深い建築物となっており、建築物を見るだけでも来場した価値があると感じました。

少し進むと大屋根リングが見えてきますが、現代の建築技術の素晴らしさを素人ながらに実感いたしました。



私は、中国、ベルギー、PASONA NATUREVERSE、スペイン、サウジアラビア、BLUE OCEAN DOME、フランス、TECH WORLD、チュニジア、GUNDAM NEXT FUTURE PAVILION、いのちの動的平衡館に行くことができたのですが、以下、特に印象に残ったパビリオンをご紹介します。

1 ガンダムパビリオン

ガンダムパビリオンは非常に人気が高く、予約がすぐに埋まってしまいます。ただし、万博には当日予約という制度があり、人気のパビリオンでも当日予約に挑戦すれば、運が良ければ入場することができます。私の場合、同行者が当日予約に全力で取り組んでくれたおかげで、奇跡的にガンダムパビリオンの当日予約を取ることができました。

パビリオン内では、ガンダムの戦闘シーンを非常にダイナミックな映像で体感することができます。詳細はネタバレになるため控えさせていただきますが、圧倒的な迫力と感動を味わうことができました。



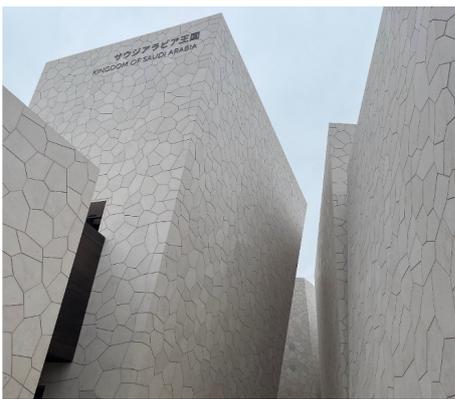
また、パビリオンの近くにはガンダム像が設置されているのですが、パビリオンに入場した方のみ、ガンダム像の後ろ姿を見ることができる特典もあります。皆様もぜひこの貴重な体験をお楽しみください。



2 サウジアラビア

サウジアラビアパビリオンは、併設のレストランが非常に人気で、私も入ってみたかったのですが、長蛇の列ができていたため、やむなく断念いたしました。

しかし、パビリオン自体には入場することができ、これまで全く知らなかったサウジアラビアの文化や歴史について学ぶことができ、大変勉強になりました。建物の外観・内装ともに非常に印象的で、全パビリオンの中でも特に魅力的な建築物でした。



2030年にはサウジアラビアのリヤドで万博が開催される予定とのことで、ぜひ現地でも体験してみたいと思わせる素晴らしい展示でした。

3 ブルーオーシャンドームパビリオン

ブルーオーシャンドームパビリオンは基本的に事前予約が必要で、私は当日予約で入場いたしました。

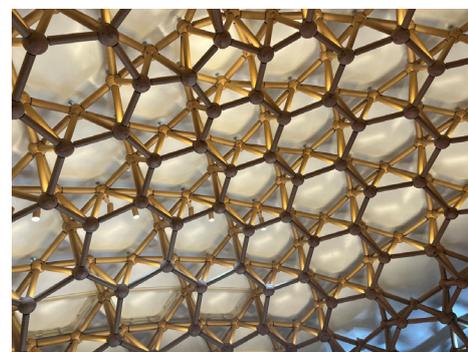


まず入場すると、プラスチックの上を水が流れる展示があり、その美しい光景にしばらく見入ってしまいました。



次のエリアでは、世界でどれほどのプラスチックが製造・使用され、廃棄物として処理されているかを学ぶことができ、環境問題について深く考えさせられました。

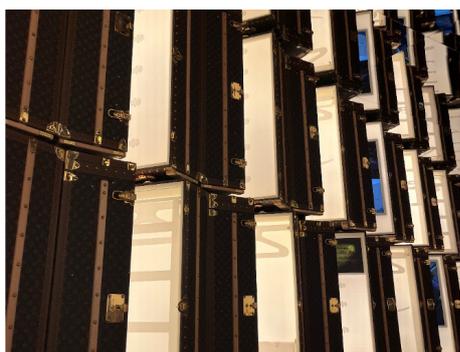
さらに進むと、なんとそのパビリオン自体が段ボールで構造的に支えられているという驚きの事実を知ることができます。段ボールの持つ可能性と技術力の高さを実感できる、非常に興味深い展示でした。



環境への配慮と技術革新を同時に体験できる、おすすめのパビリオンです。

4 フランス館

フランス館では、フランスを象徴する有名ファッションブランドによる展示が数多く行われており、フランスのブランド力の高さを実感することができます。ファッションブランドの展示が中心となっているため、洗練されたセンスとエレガンスに満ちた空間となっています。



あくまで私見なのですが、フランス館はフランスの歴史や文化を学ぶパビリオンというよりも、豪華で美しい展示品を鑑賞することで、ファッションやデザインへの感性を刺激する体験ができるパビリオンだったように思います。

他のパビリオンとは一線を画す独特な雰囲気があり、一見の価値があると思います。

なお、フランス館は、朝の早い時間帯や夕方以降であれば比較的待ち時間が少なく入場できるようです。

4 食事について

万博では各国の料理を楽しむことができるのも醍醐味の一つですが、私は、セルビア料理（セルビア館）、ポーランド料理（ポーランド館）、台湾料理（Tech World）、マレーシア料理（マレーシア館）を楽しみました。いずれも非常に美味しく、各国の味の特徴を感じることができ、とても勉強になりました。ただし、ポーランド料理については1食5000円とやや高額で、少し驚きました。

特におすすめしたいのは、マレーシアのロティーナチャイと台湾のルーローハンです。ロティーナチャイはナンのような見た目なのですが、ナンとは全く異なる食感で、非常に美味しくいただきました。ルーローハン百貨店でも取扱のある「神農生活」が提供しており、肉がゴロゴロと入っていて食べ応え十分の一品でした。



また、コモンズAのブルンジ共和国（世界最貧国の一つと言われているようです）パビリオンで販売されているカヌレパフェは、特にその国の名物というわけではないようですが、非常に美味しかったので、ぜひお試しください。



皆様もぜひ、万博でしか味わえないこれらの料理をご賞味ください。

5 総括

2度の訪問を通じて、万博は単なるイベントではなく、いのちの未来を実感することができる貴重な体験の場であると感じました。皆様もぜひ足をお運びいただき、この素晴らしい体験をお楽しみください。

調停委員のつぶやき

弁護士 倉橋 忍

一. 大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所の調停委員に就任してから4年が過ぎました。これまでに担当した調停事件は26件です。結構な件数を取扱っています。

調停が成立して終わった事件だけでなく、不調や取り下げで終わった事件もあります。そして、特に、不調や取り下げで終わった事件については、これでよかったのかという思いを強く持っています。

現在の手持ち事件は4件です。月に2、3回調停の期日が入り、裁判所に行っています。この頃、訴訟手続きはウェブでの実施が多くなっていますが、調停は対面がいいように思います。

調停委員の定年は間近です。時間はあまりありませんので、悔いのないように日々対応したいと考えています。

二. 私は、大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所の調停委員をする前に、大阪家庭裁判所の調停委員をしています。家庭裁判所の調停委員の期間を加えますと14年以上になります。

このように、長く調停委員として調停に関与してきましたので、思うところがいろいろあります。

1. 調停の間口は広い

調停は話し合いですので、権利を実現させるという訴訟手続とは違う懐の広さを感じます。そして、調停を担当する裁判官はベテランの方が多く、おせっかいを焼くことについても積極的です。当事者がこだわるため、どうにもならない事件は別ですが、急いで調停を打ち切るということは考えていません。

例えば、2人で半分ずつ株式を持ち合っている会社で、その2人の株主が争い、デッドロックになっている状態があります。それぞれ弁護士が代理し、話し合ってもなかなか前へ進まない。

そんなときに調停を使い、調停委員が進行役を果たすということには意味がありそうです。もちろん双方が納得しなければだめです

が、それなりに納得を得るための後押しはできますね。

あるいは、売主、買主間で長期の売買契約を結んでいるケースがあります。価格の算定の仕方等、取引のルールを定めているのですが、現在のように経済状況が急激に変化したり制度が変わったりする場合に、同じルールでは不適切な場合があります。話し合いでルール変更を行うのが望ましいのですが、先例がないような場合にはなかなか前へ進めません。そんな時にも調停を利用できますね。

2. 調停委員は紛争の早期円満解決に向けて努力する

調停委員は事前に申立書等を読み込み、事案の把握に努めます。その上で、期日前に調停委員間で協議すると共に、担当裁判官と意見交換をします。そして、調停の場では双方の主張を丁寧に聞き、争点を把握し、妥当な解決策を考えます。調停委員はこのように努力しています（このようなことを発言する自分が十分に対応しているかどうか心もとないところではありますが、最大限努力しているつもりです。）。

一方の言い分を聞きつつ、喧嘩にならないように相手方にストレートには伝えないということも大事ですね。ある程度オブラートに包みます。さらに、説得にあたっては裁判所の権威も使わせてもらいます。

3. 関係者の役割

さらに言うならば、申立人、相手方、調停委員、裁判官がそれぞれの役割を果たすことが大事だと思います。申立人、相手方を弁護士が代理している場合は弁護士の役割が大事ですね。全員がそれぞれの立場でよりよい結論を探すようにすれば、調停制度が極めて有効に機能することになると思います。

皆様には、調停制度をうまく使っていただければと思います。

中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋 ・ 倉橋 忍 ・ 鷹野俊司 ・ 豊島ひろ江 ・ 宮崎慎吾 ・ 鍵谷文子 ・ 上田倫史 ・ 小林由巳子
堂山 健 ・ 中本隆久 ・ 下迫田啓太 ・ 桑原彰子 ・ 中原大和

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛 ・ 大高友一 ・ 太田健二 ・ 佐藤 碧 ・ 幸尾菜摘子 ・ 和田 周